2　令第二十三条の三の四第一項第五号に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の二第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第一号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

3　令第二十三条の三の四第三項第三号（同条第四項第三号において引用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の二第三項又は第四項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第二号ハ又は第三号ハの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

4　令第二十三条の三の四第三項第四号（同条第四項第四号において引用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の二第三項又は第四項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第二号ニ又は第三号ニの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

（令第二十三条の三の五第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ又は第三号ロに規定する総務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額等）

**第二条の四の七**　第二条の四の二第一項の規定は、令第二十三条の三の五第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ又は第三号ロに規定する総務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。

［2～4　略］

（令第二十三条の三の五第十二項の総務省令で定める場合及び総務省令で定める日）

**第二条の四の八**　令第二十三条の三の五第十二項の総務省令で定める場合は、当該組合の組合員であつた者が、計算期間（令第二十三条の三の三第一項に規定する計算期間をいう。以下同じ。）において医療保険加入者（令第二十三条の三の五第十二項に規定する医療保険加入者をいう。第二条の四の十六において同じ。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、同項の総務省令で定める日は、当該日の前日とする。

（令第二十三条の三の六第一項第五号の総務省令で定めるところにより算定した金額）

**第二条の四の九**　令第二十三条の三の六第一項第五号の総務省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間において、基準日組合員又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる金額とする。

| 第一欄 | 第二欄 |
| --- | --- |
| 一　［略］ | 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額 |

2　令第二十三条の三の四第一項第五号に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の三第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第一号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

3　令第二十三条の三の四第三項第三号（同条第四項第三号において引用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の三第三項又は第四項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第二号ハ又は第三号ハの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

4　令第二十三条の三の四第三項第四号（同条第四項第四号において引用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の三第三項又は第四項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第二号ニ又は第三号ニの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

（令第二十三条の三の五第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ又は第三号ロに規定する総務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額等）

**第二条の四の三**　前条第一項の規定は、令第二十三条の三の五第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ又は第三号ロに規定する総務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。

［2～4　同上］

［新設］

（令第二十三条の三の六第一項第五号の総務省令で定めるところにより算定した金額）

**第二条の四の四**　令第二十三条の三の六第一項第五号の総務省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間において、基準日組合員又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等（同号に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。）がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる金額とする。

| 第一欄 | 第二欄 |
| --- | --- |
| 一　国の組合の組合員であつた期間 | 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額 |